

国際薬膳師資格（ライセンス）試験方法実施細則 一部抜粋

一．国際薬膳師資格（ライセンス）試験の『試験方法』を執行するために、本『実施細則』を制定する。

二．国際薬膳師の受験条件（受験資格）

（一）資格（ライセンス）試験A級（助理医師）の受験条件

- 1．中医薬短期大学或いは専門学校の学歴を持ち、臨床中医実践が満一年の者。
- 2．西洋医学短期大学或いは専門学校の学歴を持ち、栄養学臨床実践が満1年の者。
- 3．学術団体或いは個人経営の中医薬学校で勉強し、学制3年以上、中医薬膳実践が満1年の者。
- 4．師匠に就いて中医薬膳学専門を勉強し、勉強時間が満3年、臨床実践が満2年、指導師匠の開業証明書のコピーを提出する者。
- 5．3年以上の中医薬膳実践を持ち、医術には特技があり、所在学会より推薦されている者。
- 6．指定された中医学専門養成学校で勉強し、累計勉強時間が満2000授業時間、臨床実践が満2年の者。

以上の6つの条件の中に、その中のいずれか一つ条件と一致する上で、学歴証明書のコピー及び養成・臨床実践などの証明書を提出し、審査を受けて合格とする。

三．受験等級

受験者は受験条件の要求によって、本人が申し込む表にA級（国際中医薬膳師）を明記する。

四．受験方法

（一）受験者は受験実施日の一か月前に、本『実施細則』にある「受験条件」により規定される受験書類を持参か郵送し、試験部に受験を申し込み、申し込む料金を支払う。審査を経て、受験条件が備わっている者に、「国際中医薬膳師資格（ライセンス）試験申し込み表」を交付する。

なお、審査を経て受験条件が備わっていない者には、受験を許可せず、申し込み料金及び提出書類を返却しない。

（二）受験者は試験申し込み表を受け取った後、要求に応じて必要事項を記入したもの及び正面無帽カラー写真（45mm×35mm）2枚を試験部に持参するか、または試験部に郵送

する。同時に試験料金を支払う。試験部では提出書類を照合した後、「国際中医薬膳師資格（ライセンス）試験許可通知書」を発行する。受験者は、この「試験許可通知書」を持参して試験に参加する。

五. 試験科目

- (1)中医学基礎
- (2)中医診断学
- (3)中医薬膳学
- (4)中医食材学
- (5)中医栄養学
- (6)中薬学
- (7)方剤学
- (8)弁証施膳

六. 合格点数

各科目には満点は100点とする。総点数は800点である。

合格点数としては、総点数480点である。

但し一教科60点に満たないときは3年以内にその科目を受験すること。